

◆ 4 番（小川義昭君） 今ほど市長より、私がただいま提案いたしました債権管理条例の制定、これから制定に向けて、そして来年度を一応のめどということでの答弁ということでございます。前向きな答弁をいただきました。

それでは、6つ目の質問としまして、その債権管理条例制定に当たって、債権及び債権放棄に関する市長の専決処分事項の質問であります。

市営住宅家賃やその他の使用料などの強制的に徴収できない公債権や私債権に係る法的措置、すなわち支払い督促や訴訟手続、さらには民事調停などを行う場合は、その都度議会の議決が必要となり、手続が煩雑であることや債権回収の迅速性を高める面などを考慮して、市長の専決処分事項とするよう検討してはいかがでしょうか。

また、地方公共団体にとって債権を不納欠損処理することは、法令や契約等に基づき徴収すべき債権を放棄するものであり、財政面や住民負担の公平性、正当性の観点から、容易にそれを行うべきではありません。

一方で、相当の徴収努力を行ったにもかかわらず、著しい生活困窮状態や破産している場合など、回収できない債権が生じることはやむを得ない場合があります。そうした回収不能な債権を長期にわたって台帳管理していくことは、実務上非常に非効率であり、また、貸借対照表などを初めとする財務諸表に債権の実態の数値が反映されないという問題もあります。

そこで、こうした問題の解決策として、民法の規定が適用される私債権に係る不納欠損処理について、法的な手続として自治法第180条による議会の委任による専決処分の指定議決の中に明確に不納欠損処理の基準を設け、これに基づき実態に即した処理を行えば、私債権についても効率的な債権管理が行えるのではないのでしょうか。

もちろん、専決事項に追加すること自体の是非、そして対象とする債権の種類や金額の上限などは、議会と慎重に協議を要することは当然かと考えます。

以上、債権の訴えの提起、和解及び調停並びに権利の放棄に係る専決処分を債権管理条例にうたい、しかも市長の専決処分事項に追加することを検討すべきかと考えますが、市長の見解を求めます。